

獨逸道路交通法

路面軌道ノ建設及運轉ニ關スル法律(二)

多田基

第三十六條

軌道交叉ノ通行

(一) 鐵道建設及運轉法令ニ從フ鐵道トノ等高交叉ノ通行ニハ、鐵道建設及運轉法令ノ規定ヲ適用ス。

(二) 次ノ等高交叉ノ免許ニ關シテハ、即チ

第三十七條

列車ノ進行

(三) 第二項ノ交叉ニ對シ、安全處置が必要ナリヤ、或ヒハ如何ナル處置が必要ナリヤニ關シテハ、軌道交叉ニ於ケル交通種類及交通密度ニ依ルモノトス。

(a) 公道ノ交通區域外ニ尠クトモ一線ガ存在スル路面
面軌道相互ノ交叉

(b) 鐵道建設及運轉法令ニ從ハザル他ノ軌道ト路面
面軌道トノ等高交叉ニ於イテハ、交叉軌道ノ監督官廳

列車ガ進行シ得ルトキハ、列車ノ地點ヨリ前方歩廊（ラウフロード）ニ進行信號及警戒信號ヲ與ヘ、制動器ヲ操作シ得ル從業員ガ配置セラレタル場合ニ限ルモノトス。

第三十八條

ガ決定スルモノトス。

停車

停車セル車輛ハ、不意ノ轉落又ハ不法ノ運轉ニ對シ其ノ

地域的事情ニ應ジテ十分警戒スペシ。其ノ他、公道ニ停車

セル車輛ハ、軌道從業員ニ監視セシメ、閉鎖ヲナスベシ。

第三十九條

貨物列車

貨物輸送ニノミ利用セラルル列車(貨物列車)ノ編成及列

車運轉ハ補足規定ニヨリテ定ム。

第四十條

運轉事故ト妨害

(一) 事故突發ニ當リテハ、直チニ救濟ニ着手スルヤウ

用意スペシ。

(二) 經營管理者ハ、總べテノ運轉事故及妨害ヲ遲滞ナ

ク調査シ、時刻、場所、經過並ニ調査結果及口述ヲ取纏メ

之ニ依リテ報告書ヲ作製スペシ。

(三) 經營管理者ハ、直チニ事故報告ヲ次ノ如クニナス

ベシ。

(a) 世人ノ注意ヲ特ニ喚起セル事故ニ關シテハ、獨

ミ立チ入り又ハ通過シ得ルモノトス。

逸交通大臣ニ報告スペシ。

(b) 檢事及地方警察署ニ報告スペキ事故ハ

一、死者又ハ重傷者ヲ出シタル事故、

二、犯罪行爲ノ嫌疑アル事故トス。

(c) 監督官廳ニ報告スペキ事故ハ

一、死者又ハ重傷者ヲ出シ、又ハ軌道施設或ヒヘ軌

道車輛ガ著シク損傷セル事故、

二、二十四時間以上ニ及ブ運轉故障、

三、第一及第二ニ記載セル種類ノ結果ニ拘ラズ、世

人ノ一般注意ヲ惹キタル事故トス。

IV 軌道施設ヘノ立入り及其ノ利用

第四十一條

軌道施設ヘノ立入り

(一) 公道ノ軌道内ニアル軌道施設ハ、又他ノ道路交通

ニモ共用スルコトヲ得。本施設ガ同時ニ公的交通ニ用ヒラ
レザル場合ノ本施設ハ、コノ爲ニ規定セラレタル場所ニノ

ミ立チ入り又ハ通過シ得ルモノトス。

(二) 獨逸交通大臣又ハ監督官廳ノ代表者ハ、服務ニ必

踏切ハ例外トス。

要ナル場合及必要ナル限り、軌道施設ノ立入權ヲ有ス。之ハ、國防軍將校、警察官吏、又稅官吏ニモ適用ス。其ノ他ノ官吏ハ、經營管理者ニ通告後、立入ルコトヲ得。彼等ガ、彼等ノ制服ニ依リテ許サレザル場合ハ、適當ナ身分證明ヲナスベシ。

(三) 第二項ノ場合ヲ除キ、公的交通ニ使用セラレザル

一部分ノ軌道施設ヘノ立入りハ、特別ナル認可證アル時ニ

限り、ナシ得ルモノトス。

第四十二條

踏切ニ於ケル交通規制

第四十三條

旅客ノ態度

(一) 旅客ガ、軌道施設及車輛ヲ利用スル場合、軌道經營ノ安全及秩序並ニ他人ニ對スル願慮ヨリ必要トスル態度ヲ執ルベシ。

(二) 路面軌道ト道路トノ交叉ニ於イテ
(a) 公道ノ交通圈ノ内部ニアル路面軌道ニ對シテ
ハ、道路交通取締規則ヲ規定スベシ。
(b) 公道ノ交通圈ニアル路面軌道ニ於イテハ、踏切ハ進行スル軌道車輛ニ開放スベキモノトス。但シ、

第四十四條

地域的理由ヨリ道路外ノ近距離間ヲ運行スル軌道ノ

運輸禁止

(一) 總ベテ交通參加者ガ踏切ニ於イテ、軌道ニ接近スル場合又ハ踏切前ノ停止ノ場合、軌道ノ危險又ハ障害ヲ回避スルヤウ行動スベシ。
(二) 軌道横断ニ當リテ、各人ハ不必要ナ停止ヲ避クべシ。

(一) 旅客、動物、物品ハ同乗者ニ迷惑ヲ與ヘ經營ノ安

定ムルモノトス。

全及秩序ヲ害セザル場合ニ限り輸送ヲナシ得ルモノトス。

第四十七條

(二) 特ニ次ノ輸送ハ禁止ス。

救難警察官

(a) 酔酒者及悪感ヲ催ス疾病及傳染病患者、

(b) 爆發性、引火及腐蝕性ヲ有スル物品、

(三) 發射用意ノアル武器ハ、コノ取扱ニ公的權利ヲ有スル者ノミガ携行シ得ルモノトス。

第四十五條

違犯

第四十一條ヨリ第四十四條ニ至ル規定ノ違犯行爲ハ、他ノ規定ニ依リテ重罰ガ課セラレザル限り、法律第四十一條ニ依リテ處罰セラル。

Ⅳ 最後規定

第四十六條

命令

本法ニ基ヅク命令ハ、別ニ官廳ノ明示ナキ限り、又執行規定(第四十八條)ニ依リテ定メラレザル限り、監督官廳ガ

軌道從業員ハ、彼等ノ職分及外勤ニ於ケル勤務時間ニ對

スル適性ノ試験ノ結果、地方警察署ヨリ救難警察官ニ任命セラレ得ルモノトス。本任命ニハ、軌道監督官廳ノ承認ヲ要シ、隨時罷免シ得ルモノトス。

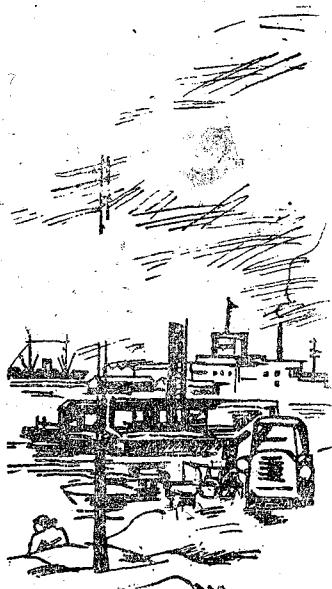
第四十八條

執行規定

(一) 獨逸運輸團ノ指導者ハ、法律及本法ノ規定ト協調シテ、路面軌道ノ建設及運轉ニ關シ必要ナル執行規定ヲ發令ス(本法ノ第二章ヨリ第四章ニ至ル規定)。

(二) 第一章ニ掲ゲタル執行規定發令前ニ於イチ、獨逸運輸團ノ指導者ハ、獨逸交通大臣ガ組織ヲ決定セル顧問會ノ意見ヲ徵スルモノトス。

(三) 獨逸交通大臣ハ、本法ノ第一章、第五章及第六章ノ執行規定ヲ發令ス。第二章ヨリ第四章ニ至ル執行規定ハ



獨逸交通大臣ノ承認ヲ要ス。

第四十九條

本法所定ノ例外及違背ニハ、コレノ権限ガ監督官廳ニ認容セラレザル限り、獨逸交通大臣ノ承認ヲ必要トス。

第五十條

本法ハ、一九三八年四月一日ヨリ施行ス。

施行

歸還して名残の霜路詣でけり
陽の裏に霜の名残りや河岸の家
真帆遠く汐干の濱の雨となり 同
燃るかに汐干かげろひ蟹遊ぶ
召され行く馬嘶くよ別れ霜
遠淺に家族牽てけり汐干狩 同
急がるゝ出船仕度や別れ霜
うらゝ陽を浴びて汐干の濱に立つ
磯舟の腹陽に白く汐干瀧 同
ざわめきを残して下る汐干船
農 東邊 僕
島

春霜や若布干したるたるみ繩
春霜や椎の根にある袋蜘蛛
伐り倒して久しき樹々や別れ霜
舟をあがる重き獲物や汐干人
脛に觸るゝ魚のありけり干潟上ぐ
同 同 同 同 野狐禪

若葉吟社詠草